

83 在学徵集延期期間の短縮に関する件（昭和十六年陸軍・文部省令第二号）廃止

〔昭和十八年十二月〕

發文一二二号決裁  
十二月一日 文書課長  
送 月 日 起案者  
昭和十八年十一月二十九日起案 審査掛  
（注記1）

専門教育局長  
（水井）  
事務官  
（福田）

文書課長  
（伊藤）  
（注記2）

昭和十六年 陸軍省令第二号在学徵集延期期間ノ短縮ニ関  
スル件廢止

標記ノ件ニ關シ陸軍省ヨリ照會有之タル処本省令ハ在学徵集延  
期ノ〔抹消〕停止ニ伴ヒ其ノ要ナキモノナルヲ以テ差支無之モノ  
ナリ

追而近ク公文書ヲ以テ正式照会アル筈ニ付不取敢電話ニ依リ差  
支ナキ旨通知致度  
(注記3)

陸軍省令第 号  
文部省令第一号ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年 陸軍省令第一号ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年十一月 日

陸軍大臣 東條英機  
文部大臣子爵 岡部長景

(加筆)  
〔附則〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

昭和十八年十一月陸軍省令第一号ハ在学徵集延期期間ノ短縮二閏文部省令第一号

スル件ナリ

(加筆) 在学徵集延期期間ノ短縮ニ関スル件

陸軍省令第一号

在学徵集延期期間ノ短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十六年十月十六日

陸軍大臣

文部大臣

第一条 兵役法施行令第二百一条第二項ノ規定ニ依リ兵役法施行

令第百条第一号ニ掲タル学校ニ在学スル者ニ付兵役法第四十

一条第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施

行令第二百一条第一項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内左ノ区分ニ依ル

学校ノ区分	徵集ヲ延期シ得ベキ期間
中学校	一月一日ヨリ四月一日 迄ノ間ニ出生シタル者
高等学校尋常科	四月二日ヨリ一月一日 迄ノ間ニ出生シタル者
実業学校	年齢二十一年迄
高等学校専攻科	年齢二十四年迄
実業学校教員養成所	
修業年限三年又ハ四年ノ専門学校	
高等師範学校(専攻科ヲ除ク)	

修業年限五年以上ノ専門学校	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
高等師範学校専攻科		
大学令ニ依ル大学医学部(医学部ヲ除ク)	年齢二十五年迄	年齢二十六年迄

戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

前条第一号又ハ第三号ニ掲タル学校ニ在学スル者ニ付徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ第一項ニ掲タル学校ニ在学スル者ノ例ニ准ジ陸軍大臣之ヲ定ム

(注記1)

「大合7」

〔記録掛 □・1・16 受領〕

(注記2)

「一四」(簿冊内件名番号)

(下札)

(曾我)  
〔印種別 よ／＼聯繫／登録追加／件名 文書課同 在学徵集  
延期期間ノ短縮ニ關スル件廢止／番号／結了年月日 昭一八  
一一一二／保存年限／枚数〕  
〔自昭18年至昭20年 學生生徒総規 第7冊 文部省(5) 3A, 32—6, 2456〕